

○飯田 議長。

○議長 飯田満君。

(飯田議登壇)

○飯田 議長から発言のお許しをいただきましたので、私は、維新の党・無所属神奈川県議会議員団の一員として、通告に従い、提言を交えながら順次、質問をさせていただきます。

先輩、同僚議員におかれましては、しばらくの間、ご清聴賜りますようお願い申し上げます。

また、黒岩知事、教育長、県土整備局長には、明快且つ県民県益となる建設的な答弁をお願い致します。

質問の第1は、行財政改革についてであります。まず、人件費抑制の考え方についてです。

本県の財政状況は、知事が今年2月17日におこなった提案説明の中で述べているように、依然として厳しい財政状況に置かれていることは間違いなく、知事の県財政の認識については同感であります。

直近の内閣府による月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。としています。しかし、消費増税や食品など物価上昇の影響で依然として消費者心理が抑えられていることは、これまた事実であり、本県の平成27年度当初予算では、県税に地方譲与税などを含めた税収は過去最高となったものの、その主な要因は税制改正によるものであり、県民の裾の尾にまで景気対策効果が広まりを見せているものとは考えにくい状況であります。即ち、真の景気回復とは言えず、未だ不安定要素含みの財源であることを共通認識としなければならないと考えています。

また、昨年も予算編成当初に財源不足が見込まれ、今後、急速に進展する高齢化や、子ども・子育て支援制度をはじめとする国の社会保障制度改革などに伴う介護・医療・児童関係費等の大幅な増加や、公共施設の老朽化対策にも多額の費用が生じることが避けられないなど、今後の財政運営はなお一層、厳しさを増していくことが想定できます。

本県は、平成24年に「神奈川県緊急財政対策本部」を設置して、その危機的

な財政状況を打開するべく、緊急財政対策を実施してまいりました。その結果として、平成25年度、平成26年度の予算編成当初に見込まれた財源不足を結果として解消するなど、その取り組みを評価する一方、まだ、道半ばである行政改革においては断行する必要性があると考えます。

そこで、知事に伺います。これまでの緊急財政対策の取り組みについては、その結果が昨年2月に報告されています。人件費の抑制については、これまでの取り組みを評価致しますが、今後も継続した抑制の取り組みが必要と考えます。人件費に関する考え方を伺います。

次に、昨今、地方公共団体の首長が行財政改革の一つとして、行政のトップが率先して英断する知事の「退職手当」についてであります。

2006年4月、当時、内閣総理大臣をされていた小泉純一郎首相は、経済財政諮問会議で「知事や市長の退職金は多すぎる。私もいないから、知事や市長もあきらめてもらったかどうか」と首長の退職金廃止を提起され、その話を耳にした首長が一斉に反論とも取れるコメントを発したことを記憶に留めています。当時の小泉首相は、国や地方の財政状況が厳しい中で、行政トップの退職金だけを聖域にするわけには行かない。との趣旨で発言されたと個人的に理解しています。

そして、我が維新の党の橋下徹大阪市長は、市長の退職金約3953万円を半額の約1976万円とし、そして、そこから更に68%減額させ、元々の退職金額の84%を削減させた629万円とし、同じく松井一郎大阪府知事も退職金を85%減額させて、大阪市長と同額の1期4年間における退職金を629万円としています。

一方、本県に目を向けると、黒岩知事は、前期の任期でもある平成23年4月23日から平成27年4月22日までの4年間における退職手当は、「4176万円」となり、4月27日、知事の口座に振込まれたと仄聞します。

この退職手当の支出の根拠として、「知事及び副知事の給与等に関する条例」で「給料月額（145万円）×在職月数（48ヶ月）×0.6＝4176万円」となっており、行政評価とはまったく関係なく、知事として任期を務めれば、この計算式に従って、県民の血税から知事に退職金が支払われる仕組みになっています。

広域自治体の長として、その責任の重さと県民の付託に応えるため、多忙を極める激務の日々については一定の理解をするところですが、4年間務めて4176万円の退職手当が貰える民間企業など近年、聞いた事はなく、この退職手

当の額については、あまりにも県民感覚からかけ離れ過ぎていると言わざるを得ません。

そこで知事に伺います。県民感覚からあまりにもかけ離れた知事の「退職手当」の金額について、大阪府知事や大阪市長を例に、削減される考えはないのか伺います。

質問の第2は、スポーツ行政の所管組織の一元化についてであります。

この質問は、平成25年10月、平成26年3月の予算委員会及び昨年12月1日の代表質問でも取り上げさせていただき、今回で4度目の議論となります。知事も「スポーツ行政の所管組織の一元化」については、理解を示して頂き、一歩ずつ前進していることについては評価をするものであります。

先月、国会では、文部科学省の外局として、スポーツ庁の設置に関する法律が、参議院で可決、成立し、日本スポーツ界にとって長年の悲願でもあった「スポーツ庁」が、本年10月1日に創設されることに決ったことは感慨無量であります。

そして、スポーツ庁設置に至る長い経過と平行して取り組まれて来たのが、地方自治体におけるスポーツ行政の事務、組織のあり方についてであります。

平成17年10月、文部科学省の諮問機関でもある中央教育審議会が、「新しい時代の義務教育を創造する」と題した答申の中で、「首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化して行くことが適当である。

このため、教育委員会の所管事務のうち、文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、地方自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることが適当である」と答申が示され、その後、平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体の長が、スポーツに関する事務のいずれか又は全てを管理し、執行できることが明確にされて来ました。

現在、長崎県や岡山県を筆頭に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市でもある東京都など全国3分の1の広域自治体で関連組織の再編が進み、教育行政に置かれていたスポーツ行政組織が知事部局に移管を遂げています。

県は、5年後に開催されるスポーツの祭典、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の成功に向けて、世界に誇れる神奈川の魅力を世界

に PR する好機と捉え、一昨年、黒岩知事を本部長とした「五輪のための神奈川ビジョン2020推進本部」を設置し、昨年8月には「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を策定しています。

このビジョンが掲げる神奈川からオリンピック・パラリンピックを盛り上げて行く取組みをはじめ、「県内アスリートの育成」や「障害者・高齢者スポーツの推進」、「運動・スポーツの実践による健康寿命の延伸」などを盛り込んでいます。

そして、スポーツ行政で最も大切なことは、スポーツに関する事務・事業を知事部局に一元化する組織体制を構築し、効果的、効率的なスポーツ行政の執行体制の整備、県民のスポーツ活動の支援や市町村・地域と一体化したスポーツ施策支援の窓口のワンストップ化であり、県スポーツ施策の本当の意味での「司令塔」になることであります。

私はこれまでも「スポーツ競技」と「施設」は一体であり、スポーツを所管する組織がバラバラではスポーツの発展は望めないと発言してきました。今もその考えに1mもの狂いはありません。

昨年（平成26年）12月の代表質問による答弁で、知事は「本県の地域振興や健康寿命日本一にも繋がる様々なスポーツ施策を、より一層総合的に推進する必要がある、スポーツ行政を一元的に所管する体制の整備を図ってまいりたい」と、スポーツ行政の一元管理体制への移行は認めいただきました。

しかし、その具体的な実施時期については、知事の任期を理由に明言を避けており、知事の新たな任期がスタートした今、国の「スポーツ庁設置」に関する法律が成立し、2020年の東京オリンピック競技大会のセーリング会場が本県の江ノ島に決定するなど、本県の「スポーツ行政の所管組織の一元化」実施への条件は整ったと考えます。

そこで知事に伺います。総合的なスポーツ行政の推進体制の整備として、スポーツ関連セクションの知事部局への一元的な組織体制の整備について、いつから実施をするのか明快な答弁を求めます。

質問の第3は、教育委員会制度についてであります。

教育委員会制度は、昭和23年に旧教育委員会法によって制定され、昭和31年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、それまで実施されてきた教育委員の公選制が廃止され、以降、58年の年月が流れ、昨年6月、

歴史的な大転換となる改正法案が可決・成立し、法律としては、本年4月1日から施行されています。

この法改正は、教育の再生を実現させることを目的に、地方公共団体の首長が教育、文化等の振興に関する包括的、総合的な大綱を定め、大綱策定に関する総合教育会議を設置すると共に、任命にあつては、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築の観点から教育委員長と教育長の職を一本化した新教育長を地方公共団体の首長が議会の同意を得て、委員会を総理することなどが柱となった制度改正であります。

この新たな教育委員会制度への移行については、法の施行は本年4月1日ありますが、法施行前に任命された教育長の任期、本県では、平成30年3月末までの経過措置が設けられております。

58年ぶりとなるこの歴史的な法改正で、教育行政における迅速な危機管理体制の構築、公選職でもあり地域の民意を代表する立場にもある首長と教育委員会の連携強化が図られ総合教育会議で協議できること、そして、法改正に舵を切るきっかけとなった、2011年10月、当時中学2年生の男子生徒が同級生らのいじめを苦に自殺した、大津市いじめ自殺事件における市教育委員会のような隠蔽体質や重大事態等の事件に対して、再発防止のために文部科学省が教育委員会に指示できることとなり、そうした部分では意味ある法改正だったと評価しています。

しかし、この法改正の法文では重要な部分が欠落していることを指摘せざるを得ません。それは、『責任の所在』であります。

責任の所在とは、場所を指すものではありません。誰が責任者なのかをはっきりさせることであります。

現教育委員会制度では、最終的な責任は「教育委員会にある」としており、法文では、責任者は不在のままとなっています。

大津市いじめ自殺事件を例えに、万が一、本県で重大事態が発生してしまった場合、教育行政の誰が責任を取るのか、曖昧なまま、本県で新教育委員会制度が施行されることに危機感を覚えます。

そこで、知事に伺います。改正法における教育委員会制度では、責任の所在は教育委員会にあることが法文では留保され、最終的な責任「者」は不明のままとなっています。新教育委員会制度における「責任の所在」についての知事

の所見を伺います。また、現在の教育長の任期は、平成 30 年 3 月末であります。新教育長の任命、即ち、本県の新教育委員会制度への移行は何時とするのか知事に併せて伺います。

質問の第 4 は、道路案内標識の英語化についてであります。

昨年（平成 26 年）、我が国を訪れた外国人旅行者数は、対前年比約 305 万人増の約 1,341 万人となり、統計を取り始めてから過去最高の外国人旅行者数となりました。その主な要因として、継続的な円安傾向による訪日旅行の割安感の浸透や官民一体となった「観光立国」実現に向けた取組みなどが観光客の増加を促したことと考えられています。

10 年前の平成 17 年には、中部国際空港の開港や 2005 年日本国際博覧会（通称：愛・地球博）の開催などの影響もあり、過去最高の約 672 万人を数えました。その後は多少の増減はあるものの平成 25 年には 1000 万人を超えるなど、我が国を訪れる外国人旅行者数は確実に増加の一途を辿り、グローバル社会の役割を担うこととなってまいります。

そんな中、本県では、多彩な地域資源を活かした観光を通じて、本県の活力を高める「観光立県かながわ」の実現をめざす事とした「神奈川県観光振興条例」を平成 21 年に制定し、その条例に基づく「神奈川県観光振興計画」の中で、急速な経済成長を遂げているアジアをはじめとする外国人の観光需要を取り込み、

地域経済の活性化をも睨んだ取組みを進めているところであります。

その甲斐あってか、本県を訪れる外国人旅行者数は、平成 23 年に約 81 万人、平成 24 年 106 万人、平成 25 年 116 万人、そして、平成 26 年には 165 万人と、この 4 年間で外国人観光客数は 2 倍に増えており、「観光立県」を目指す本県のここまでの取組みを評価したいと思います。

国における「観光立国」、そして、本県における「観光立県」としての取組みは、外国人観光客を受入れるにあたって、観光地だけのスポット事業ではなく、広域自治体として、面で捉える必要があると考えます。

そこで、一昨年、国土交通省は「道路案内標識改善方針（案）」を示し、昨年、特に交差点などの信号機に設置されている道路案内標識のローマ字表記を英語表記化することで、「観光立国」実現の趣旨に照らし、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるようにと、例えば「○○Shougakkou」

というローマ字表記を「〇〇Elem.School」と英語表記、「〇〇Kouen（公園入口）」というローマ字表記を「〇〇Park」と英語表記するなど、英語標識へ改善を実施する「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正」を施行させ、神奈川県内では戦略拠点として「横浜」、地方拠点として「鎌倉」、そして、「箱根・湯河原」の計3地区が選定されています。

そこで、県土整備局長に伺います。神奈川県内で選定された「鎌倉」のほか、戦略拠点の「横浜」、地方拠点の「箱根・湯河原」については、いつまでに道路案内標識をローマ字表記から英語表記に改善する計画なのか伺います。また、外国人が多く居住される川崎市内や、米軍基地がある横須賀市内など、選定地区以外における道路案内標識の英語表記への改善についても併せて伺います。

最後に、質問の第5は、県立高校の敷地及び施設整備についてであります。

まず、県立高校の敷地面積の考え方についてです。

昭和40年代後半からの中学校卒業者の増加と長期的な高校進学率の上昇を背景に「意欲と希望のある子供達に、できるだけ多く、進学を機会を確保してあげたい」との県民共通の願いから本県では、「高校百校新設計画」が昭和48年にスタートしました。

昭和35年当時、55.8%だった全日制高校進学率は、高度経済成長の影響における県民生活の向上もあり、同時に高学歴志向も重なったことで、年々全日制高校への進学率は上昇し、昭和47年からは90%台に達し、現在においても全日制高校への進学率は一定の水準を保っています。

この「高校百校新設計画」においては、推進していく道半ば、県財政の未曾有の財政危機に直面し、非常事態宣言を出しながらも、当時の長洲知事は「県民との公約は守る」として、計画を推進してきました。

1校あたり約40億円の財源が必要とされる「高校百校新設計画」プロジェクトは、約4000億円という巨額な財源を要することから県債発行や法人2税の超過課税を導入するなどして計画を進め、昭和48年開校の旭高校、港南台高校、藤沢工業高校の開校にはじまり、昭和62年のひばりが丘高校、相模田名高校など新設した5校をもって、大規模プロジェクトである「高校百校新設計画」の幕が閉じています。

そして、この「高校百校新設計画」の中で、当時、もっとも苦勞されたのが県内100校の建設にあたっての用地確保と仄聞いたします。

1校の高校を建設するのに必要な用地は、33,000㎡（約1万坪）とされ、都市化の進展や地価の高騰、通学にあたっての立地など用地確保には困難を極めたという記録が残っています。それでも、市町村の協力や利用可能な国有地の確保など、方策を積極的に推進して百校計画に必要な用地を全て確保したとしています。

そこで、教育長に伺います。本県は何を根拠として1校あたりの敷地面積を33,000㎡（約1万坪）とされたのか伺います。また、当時と現在との学校敷地面積についての考え方についても併せて伺います。

次に、川崎北高校の耐震化及び老朽化対策についてです。

私の地元でもあります川崎市宮前区には、「高校百校新設計画」の1校でもあります県立川崎北高等学校が昭和49年、現在とは別の場所に仮設校舎で開校し、翌年に校舎等が現在の地に完成したことで、創立から40年が経過し、今年3月の卒業式で、14,140人の卒業生を輩出しています。

この県立川崎北高校の学校敷地は、普通校舎と体育館・グラウンドを分断するように、ほぼ中央部分に公道が走り、この公道を跨ぐ歩道橋を利用して生徒は、校舎から体育館、そしてグラウンドへ行き来し、学校用地が公道で分断されている例は、本県の県立高校では他に例がなく、川崎北高校の1校のみであります。

このように他に例のない県立川崎北高校についてですが、校舎2棟及び体育館・柔剣道場は耐震性に問題があり、また、建築後約40年が経過し、校舎、体育館及び歩道橋など施設老朽化が著しく、総合的な対策が必要であると考えます。

そこで、教育長に伺います。県立川崎北高校の生徒の安全性を考え、耐震化及び老朽化対策について、今後の対応、整備計画を伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

○黒岩知事 飯田議員のご質問に順次お答えしてまいります。はじめに行財政改革について何点かお尋ねがありました。

まず、人件費抑制の考え方についてです。本県では、これまで厳しい財政状況に対応するため、施策事業の徹底した見直しに加え、人件費総額の抑制にも、継続して取り組んできました。



具体的には、全国に先駆けて、平成9年度から行政システム改革に取り組み、職員数の削減を行ってきました。

法令等で定数が定められている警察官や教員は、人口や児童・生徒数等に応じて職員数を増加させてきましたが、知事部局の職員数については、平成9年度との比較で6,090人、45パーセント削減しています。

加えて、平成10年度以降26年度までに、職員の協力のもと、総額1,573億円の給与のカットを行ってきました。

このように、知事部局の職員数については、既にかなりのレベルまでスリム化が進んでおり、新たな県政課題への対応なども考えますと、今後、大幅な削減を続けていくことは難しいものと考えています。

また、職員の給与改定は、労働基本権制約に対する代償措置である「人事委員会勧告」に基づき、適切に対応していくことが基本です。したがって、勧告に基づくことなく、恒常的に給与カットを続けていくことは困難と考えています。

私は、県民にとって価値あるサービスを提供していくため、今後は、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を推進したいと考えています。

質的向上を果たすためには、職員・組織・仕事の質を高めることが重要であり、給与水準もそのための大きな要素です。

職員の人件費については、人事委員会勧告制度の趣旨とともに、今後の行政改革の方向性も踏まえて検討してまいります。

次に、知事退職手当についてお尋ねがありました。知事の退職手当は、「知事及び副知事の給与等に関する条例」を根拠としており、現在の退職手当の水準については、知事の職責や自治体の規模などを踏まえて、定められているものです。

また、本県ではこれまで、知事の退職手当について県民や学識経験者等の第三者で構成される「特別職報酬等審議会」から、ご意見をいただけてきました。

昨年度の審議会では、「他団体の対応を見極め、引き続き審議会において検討していくことが適当」との意見がだされたところであり、今後、総合的に検討していただけるものと認識しています。

今後の退職手当につきましては、こうした審議会のご意見を伺い、判断し

てまいりたいと考えています。

次に、スポーツ行政の所管組織の一元化についてお尋ねがありました。スポーツ施策については、「県内アスリートの育成」や「障害者、高齢者スポーツの振興」、「スポーツを通じた健康寿命の延伸」など多岐にわたっており、それぞれの所管部局が取り組んでいます。

こうした様々なスポーツ施策に一体的に取り組み、総合的に推進していくことが、更なるスポーツの振興とともに、健康寿命日本一にもつながっていくものと考えています。

折しも、東京 2020 オリンピック競技大会のセーリング競技の会場が江の島に決定しました。また、ラグビー・ワールドカップ 2019 や、2021 年のいわゆる「ねんりんピック」も本県で開催されます。

これらの大会の成功に向けて、市町村やスポーツ関連団体と一体となって取り組んでいく必要があります。まさに、スポーツ行政を一元的に推進する必要性が高まっていると認識しています。

今後、関係機関と十分に協議しながら、スポーツ行政を一元的に推進する組織体制を早急に整備してまいります。

最後に、教育委員会制度についてお尋ねがありました。まず、新たな制度における「責任の所在」についてです。

今回の教育委員会制度の改正は、地方教育行政における責任体制の明確化、首長と教育委員会の連携強化を図ることなどを目的に行われました。

「責任の所在」ですが、これまでの制度では教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくいと言われてきましたが、新制度では、両者は、首長が任命する新教育長に一本化されました。したがって、教育行政の具体的な事務の執行についての第一義的責任者は、新教育長であると明確化されました。

また、首長の教育に対する考え方をまとめた教育大綱の策定や重点的に講ずべき施策などについて、教育委員会と協議・調整するために首長が招集する「総合教育会議」が制度化されました。

この「総合教育会議」において合意された事項については、首長と教育委員会が互いに尊重することとされたので、首長が教育行政に果たす役割も明確になりました。

次に、新たな教育委員会制度への移行時期についてです。新たな教育委員

会制度への移行については、経過措置が設けられており、改正法の施行日である平成27年4月1日に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中にあっては、教育長として在職するものとされています。

現在の教育長は、平成30年3月31日まで、教育委員の任期がありますので、それまでの間は経過措置が適用されることとなります。

新たな制度や経過措置の趣旨を踏まえ、現在、鋭意検討を行っているところです。私からの答弁は以上です。

○**浅羽県土整備局長** 県土整備局関係のご質問についてお答えします。

道路案内標識の英語化について、お尋ねがありました。国は、平成26年4月に、道路案内標識の内容を規定する標識令を改定し、道路案内標識の日本語に併記していたローマ字表記を、英語表記に改めることにしました。

また、国は、英語表記を促進するため、先行的に取り組む地域として、本県から、横浜、鎌倉、箱根・湯河原を選定しました。

そこで、県内の関係する道路管理者や観光部局が参画して、道路標識適正化委員会を組織し、選定地域の中でも、外国人旅行者が多く利用し、最優先して取り組む道路として、みなとみらい地区の道路、鎌倉の大仏など、史跡名勝を結ぶ道路、芦ノ湖など観光地を周遊する道路を抽出しました。

これを受けて、各道路管理者が平成28年度末の完了を目指して、英語表記に取り組んでおり、鎌倉地域では、既に完了しています。

次に、選定地域以外の取組みについてです。

県としては、外国人にも分かりやすい、英語表記の取組みを県内全域に広げていくべきと認識しております。

しかしながら、対象となる標識の数が多いことから、効果的・効率的に進めていくことが必要です。

このため、県は、道路標識適正化委員会において、地元市町村の意向も聞いたうえで、川崎、横須賀など外国人の多い地域や、第四の観光と核となる地域などの改善が、早期に実施できるよう、調整していきます。

県としては、各道路管理者と連携し、現在取り組んでいる地域の英語表記を着実に進めるとともに、その他の地域についても、国や市町村などと、より一層連携を強化し、しっかりと取り組んでまいります。

私からの答弁は以上です。

○桐谷教育長 教育関係について、お答えします。

県立高校の敷地面積の考え方について、お尋ねがありました。高校を設置する際の基準は、文部科学省の「高等学校設置基準」により定められています。

昭和48年の「県立高校百校新設計画」当時の設置基準では、必要な学校敷地の面積は、生徒一人当たり70平方メートルとされていました。これで計算しますと、百校計画で想定していた36学級規模の場合、11万平方メートル以上の敷地面積が必要となります。

しかしながら、こうした面積の土地の確保は、人口が急激に増加し、都市化が進んだ本県の事情から、非常に困難な状況にありました。

一方、百校計画以前から設置されていた県立高校の平均的な敷地面積は、約3万3千平方メートルでした。

この規模で、普通教室のほか、特別教室や図書館、グラウンド、体育館など、教育上必要な施設が確保されていました。こうしたことから、百校計画においても、本県の実情を踏まえ、概ね3万3千平方メートルの用地を確保し、高校を建設したものです。

「高等学校設置基準」は、平成16年に見直しが行われ、この学校敷地面積の基準は廃止されました。

現行の設置基準では、校舎は生徒の定員ごとの必要な面積が定められ、例えば、本県で一般的な24学級の場合、延床面積で5,280平方メートル以上が必要となります。

また、グラウンドは、定員にかかわらず8,400平方メートル以上となっています。

百校計画策定時の敷地面積の考え方については、ただいまお答えしたとおりですが、現在は、高等学校設置基準を満たしつつ、各学校の定員や教育課程さらには部活動等の状況なども総合的に勘案しながら、施設の規模を決定し、必要な用地を確保しております。

次に、県立川崎北高校の耐震化及び老朽化対策についてお尋ねがありました。

県立川崎北高校は、校舎棟や体育館、柔剣道場の耐震化に向けた小規模補強が必要です。また、建物の老朽化も進行していることから、あわせて施設の補修が必要と考えています。

教育委員会では、県立高校の施設整備について、現在、まなびや計画により、

特に、大規模補強が必要な校舎の耐震化を最優先の課題として取り組んでいるところではあります。

大規模補強が必要な校舎の耐震化は、概ね順調に進んでいますが、まなびや計画後も、小規模な補強が必要な校舎や体育館などが 200 棟以上存在します。

また、県立高校の 8 割以上が建築後 30 年以上経過しており、屋上防水や外壁の改修などの老朽化対策が必要となっています。

そこで、今後、現在のまなびや計画の進行を踏まえつつ、県立高校改革との整合を図りながら、小規模補強が必要な校舎などの耐震化及び総合的な老朽化対策に取り組んでまいります。

川崎北高校につきましても、こうした取組の中で、耐震化及び老朽化への対応を図ってまいります。以上でございます。

○飯田 ここからは自席から発言させていただきます。今、答弁をいただきました。教育長におかれましては、丁寧な答弁、ありがとうございました。2 点、再質問させていただきます。

知事の退職手当についてであります。「特別職報酬等審議会の意見を伺い」ということで、知事の答弁を頂きましたけれども、この報酬等審議会の答申に従わなくても自ら条例改正等をすれば、退職手当の金額というのは引き下げられるという風に思っております。

先ほど知事の答弁で頂きましたけれども、この条例、「知事及び副知事の給与等に関する条例」でありまして、まさに退職手当の計算式が問題であると私は思っております。

特に知事を恨んで話している訳ではなくて、「制度を恨んで、人を恨まず」でありまして、制度の問題であると私は考えております。

この条例の給料月額、知事でいうと「145 万円×（掛ける）在職月数 48 ヶ月×（掛ける）0.6」、この計算式でありますけれども、「在職月数 48 ヶ月」、ここが私は問題、課題があると思っております。ここは月数ではなくてやはり「年数」に変えるという改正を知事自ら条例の改正案を提出されてはいかかかなと思っておりますが、ここの部分についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

また、条例の改正をしなくても何らかの形で知事が退職手当の金額を引き下げるといふ強い意欲がもしあるならば、是非、答弁を頂きたいと思っております。

2点目の質問でありますけれども、教育委員会制度についてです。

この教育委員会制度、国会の中で、喧々諤々、様々な分野から質問並びに大臣も総理も答弁をされておりますけれども、この教育委員会制度の最大の焦点というのは、責任の所在であります。

この旧教育委員会制度における責任の所在というのは、法律の第21条を読むと、責任の所在は「教育委員会にある」というふうに読み取れるわけであります。

まさに、民間企業でいうならば、民間企業で社会的な大問題が発生した場合、責任の所在はどこにあるかということ、取締役会にあると言っているようなものでありまして、本来、民間企業でいう社会的な問題が発生した場合に、最終的な責任者は、まさに代表取締役であります。

スポーツ界で言うならば、成績の不振で責任を取るのには、コーチ会議ではありません。監督が責任を取るものであります。

旧教育委員会制度では、まさに、教育委員会が責任を持つ、責任があるということを行っているわけでありまして、私は今回この教育委員会制度については、早く新教育委員会制度に移行するべきだということふうに考えております。

そこで、知事にお伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、この責任の所在という部分においては、先ほど知事は、一義的には新教育長にあるとおっしゃいましたけれども、この一義的というのは、どういう意味なのかお伺いしたいのがまず1点であります。

そして、最終的な、神奈川県内でもし重大事態が発生した場合に、最終的な責任の所在は、場所ではなく、誰なののでしょうか。誰が責任を負うのかその2点についてお伺いさせていただきたいと思っております。

○黒岩知事 それでは再質問にお答えをしてみたいと思います。まずは知事の退職手当についてであります。今、計算式の問題等々、ご意見がありました。しかし、私が先ほど申し上げました通り、県民や学識経験者等の第三者で構成される「特別職報酬等審議会」からのご意見、これをいただけるものと認識しておりますので、判断につきましてはそのご意見を参考にしたいと考えております。

教育の最終的な責任者についてでありますけれども、この点につきましては、下村文部科学大臣が、「地方教育行政法第21条に規定する教育に関する事務の管理、執行については教育委員会が最終責任者であり、第22条に規定する教育に関

する予算執行権については首長が最終責任者である。」と答弁しておりますので、私もそのように理解しているところであります。答弁は以上です。

〈黒岩知事、答弁漏れによる再答弁〉

一義的ということのご質問がありましたが、一義的ではありません。第一義的責任者ということであります。答弁は以上です。

○飯田 再々質問をさせていただきたいと思います。第一義的という言葉はどのような意味でしょうか。お伺いいたします。

○黒岩知事 それではお答えいたします。第一義的というのは、教育の具体的な事務の執行についてという意味であります。

○飯田 意見要望をいたします。退職手当の件についてですけれども、1期4年間勤めて、知事という職に当たっては、大変多忙を極めて、責任重大という部分においては、それなりに評価をしていきたいと思っておりますけれども、しかしながら、1期4年間勤めて4176万円という退職金は、県民感覚からしたらやはり高すぎるという思いが私は致します。いち県民として。ですので、先ほどご提案をさせていただいて、計算式を月数ではなくて年数に変えたらいかでしょうかという提案をさせていただきましたけれども、報酬等審議会の意見に従って行くんだということでありますので、是非、知事、もう一度再考していただいて、この退職手当の金額の部分につきましてはもう一度、お考えを頂いて自ら条例改正をして退職手当の金額を下げるんだという強い意志を示していただきたく思います。そこを要望させていただいて私の質問を終わります。ありがとうございました。